

# アメリカの統一家族法仲裁法

国立国会図書館 調査及び立法考査局  
専門調査員 海外立法情報調査室主任

原田 圭子

## 【目次】

はじめに

### I 統一家族法仲裁法 (UFLAA) 作成の経緯

- 1 仲裁の概要
- 2 作成の経緯

### II UFLAA の概要

- 1 仲裁一般に共通する規定
- 2 UFLAA 特有の規定

おわりに

翻訳：統一家族法仲裁法

## はじめに

連邦制を採用しているアメリカでは、合衆国憲法第1条第8節において連邦議会の立法権限を規定しており、州の権限として留保された分野については各州が州法を制定する。各州の法律は、それぞれ固有の歴史的背景の下で発達し、州ごとに法律の内容が共通しない面がある。19世紀末以降のアメリカでは人の移動、物資・資本などの流れは州境を越えて広く展開することから、法律が州により異なることで不都合が生じる場合があるため、統一州法委員全国会議 (National Conference of Commissioners on Uniform State Laws: NCCUSL) により、各州法の統一を目指して統一州法の作成が進められている<sup>(1)</sup>。2016年末の時点でNCCUSLから151の統一州法が提案されており<sup>(2)</sup>、NCCUSLは自らの成果として、「統一商事法典」<sup>(3)</sup>が全ての州で採択されていること、家族法に関連する複数の統一州法が作成され、多くの州で採択されていることを紹介している<sup>(4)</sup>。

---

\* 本稿におけるインターネット情報は2017年6月15日現在である。

- (1) 統一州法は、NCCUSL及びアメリカ法曹協会 (American Bar Association) によって作成される。NCCUSLは、各州の知事等に任命された弁護士、裁判官、州議会議員、法学者等で構成されている。1892年に第1回の会合が開催され、1912年からは全ての州が参加している。統一州法作成の提案は、NCCUSL内からなされるほか、州の法曹協会、州政府、個人等から寄せられ、NCCUSLの研究委員会 (Study Committee) の検討を経て執行委員会 (Executive Committee) で承認を受け、統一州法ごとに起草委員会 (Drafting Committee) が組織される。起草委員会により作成された案は、NCCUSLの全体会議で承認され、各州に対して、それを採択するように勧告される。ただし、その勧告には法的強制力はなく、州がそれを採択する場合でも独自の修正を加えることがある。なお、統一州法を採択するのは、50州のほか、コロンビア特別区、プエルトリコ、ヴァージン諸島である。丸山英二『入門アメリカ法 第3版』弘文堂、2013、pp.41-67; 土屋恵司「統一公務員退職制度運営法—米国における統一州法導入の事例紹介—」『外国の立法』No.230, 2006.11, pp.4-6. <[http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_1000340\\_po\\_023001.pdf?contentNo=1&alternativeNo=](http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_1000340_po_023001.pdf?contentNo=1&alternativeNo=)>
- (2) Uniform Law Commission, “Guide to Uniform and Model Acts 2016-2017.” <<http://my.uniformlaws.org/HigherLogic/System/DownloadDocumentFile.ashx?DocumentFileKey=a6dcf3b3-1856-c74a-84c7-6fcade40cf31&forceDialog=0>>
- (3) The American Law Institute and NCCUSL, “Uniform Commercial Code.”
- (4) “Frequently Asked Questions.” Uniform Law Commission website <<http://www.uniformlaws.org/Narrative.aspx?title=Frequently%20Asked%20Questions>> 家族法に関連する法律では、例えば「統一子の監護の裁判管轄及び執行に関する法」(Uniform Child Custody Jurisdiction and Enforcement Act) 及び「統一州際養育費法」(Uniform Interstate Family Support Act) が50以上の州で採択され、「統一州際家庭内暴力に対する保護命令執行法」(Uniform Interstate Enforcement of Domestic Violence Protection Orders Act) が21の州で採択されている。

2016年には、家族法に関わる新たな統一州法として、「統一家族法仲裁法」(Uniform Family Law Arbitration Act: UFLAA)<sup>(5)</sup>が作成された。UFLAAは、家族法に関わる紛争(以下「家族法紛争」という。)に対して、裁判外紛争解決手続(Alternative Dispute Resolution: ADR)<sup>(6)</sup>の一種である仲裁による手続を定めるものである。

本稿では、UFLAA作成の経緯を概観した上で、UFLAAの規定の内容、特に仲裁を家族法紛争に適用するに当たって特徴的な規定を概説する。併せて、UFLAAを訳出する。

## I 統一家族法仲裁法(UFLAA)作成の経緯

### 1 仲裁の概要

ADRには様々な種類があるが、第三者が介在する調停(Mediation)と仲裁(Arbitration)が代表的な手段として挙げられる<sup>(7)</sup>。調停は、第三者(調停者)が紛争の当事者を仲介し、当事者が自らの話し合い等により合意に達する方法である。一方、仲裁は、紛争の解決を仲裁に付するという当事者による合意(仲裁合意)に基づき、解決を第三者(仲裁人)の判断(仲裁判断)に委ねる方法である。その仲裁判断が当事者を拘束する一種の私設裁判であり、その手続については一定の規制が不可欠である<sup>(8)</sup>。

仲裁の利点としては、①簡易性、迅速性、②廉価性、③専門性、④秘密保持性、⑤柔軟性が挙げられている<sup>(9)</sup>。①簡易性、迅速性及び⑤柔軟性については、仲裁は裁判と異なり、当事者の合意によって手続を定めることができ、審理の日程も当事者の都合で決定できるため、柔軟で迅速な運営が可能である。②廉価性については、紛争が解決されるまでの期間が短い場合が多い。ただし、仲裁人の報酬は当事者負担である。③専門性については、当事者がその事案に精通した専門家を仲裁人に選任することで、専門的な解決が可能となる。④秘密保持性については、裁判が一般に公開を原則とするのに対して、仲裁においては一般的に公開の規定は設けられていないため、秘密保持が可能となる。⑤柔軟性については、①の手続の柔軟性のほか、解決基準についても、当事者の求めによって法によらない解決も可能である。一方で、仲裁判断を仲裁人に委ねるため、当事者と仲裁人の間での信頼関係が必要であり、仲裁人の選定が難しいという一般的な状況がある。

### 2 作成の経緯

#### (1) アメリカにおける仲裁法

アメリカにおいては、仲裁法は連邦法と州法の両方が存在する。1925年に、国際事件、当事者が複数の州にまたがる州際事件及び海事事件を対象とする連邦仲裁法<sup>(10)</sup>が制定され、今日までに数度の改正がなされている。

---

(5) NCCUSL, "Uniform Family Law Arbitration Act," 2016.11.28. Uniform Law Commission website <[http://www.uniformlaws.org/shared/docs/family%20law%20arbitration/UFLAA\\_Final%20Act\\_2016.pdf](http://www.uniformlaws.org/shared/docs/family%20law%20arbitration/UFLAA_Final%20Act_2016.pdf)>

(6) 裁判外紛争解決手続とは、訴訟手続によらずに民事上の紛争を解決しようとする紛争の当事者のため、公正な第三者が関与して、その解決を図る手続と定義される。法令用語研究会編『法律用語辞典 第4版』有斐閣, 2012, p.448.

(7) 小島武司編『裁判キーワード 新版補訂版』有斐閣, 2000, p.206.

(8) 山本和彦・山田文『ADR仲裁法 第2版』日本評論社, 2015, p.290.

(9) 同上, p.291. 以下、仲裁の特徴の記述は同書によった。

(10) United States Code. Title 9: Arbitration; 三木浩一訳「連邦仲裁法(アメリカ合衆国)」『別冊NBL』No.78, 2003.4, pp.174-180. なお、連邦仲裁法は1990年以降改正はなされていないためこの翻訳が最新版である。

州法に関しては、NCCUSL が、1955 年に「統一仲裁法」(Uniform Arbitration Act: UAA)<sup>(11)</sup> を、2000 年にはその修正版（以下 UAA との区別のために、Revised Uniform Arbitration Act: RUAA という。）<sup>(12)</sup> を作成した。2017 年 6 月時点で、13 の州が UAA、19 の州が RUAA に基づく仲裁法を制定し、4 つの州が RUAA に基づく州法を審議中である<sup>(13)</sup>。

## (2) 家族法紛争への仲裁の適用

アメリカでは、仲裁は民事紛争において広い範囲で用いられ、特に、商法又は労働法に関連する紛争が多い<sup>(14)</sup>。仲裁が家族法紛争を扱うようになったのは 1960 年代からである<sup>(15)</sup>。1970 年代以降、訴訟の増加と手続の複雑化による訴訟の長期化が相次ぎ、家族法紛争においても、仲裁が多く用いられるようになってきた<sup>(16)</sup>。1990 年には、アメリカ婚姻弁護士アカデミー (American Academy of Matrimonial Lawyers: AAML)<sup>(17)</sup> が、家族間の金銭的紛争に関する仲裁のルールを作成し、1999 年には、ノースカロライナ州で UAA に準拠した包括的な家族法仲裁法<sup>(18)</sup> が制定された。次いで 2005 年に AAML がノースカロライナの州法及び RUAA に準拠した家族法仲裁のモデル法を作成している。このモデル法を採用する州は現れていないが、AAML は家族法仲裁のための修習プログラムを提供し、アメリカ仲裁協会 (American Arbitration Association)<sup>(19)</sup> は、家族法紛争解決のために仲裁サービスを開始した。なお、2005 年から 2012 年までに家族法仲裁を規定する州法を制定した州は 6 州に上る。

## (3) 家族法仲裁法の作成

NCCUSL の執行委員会は、統一州法の必要性を検討するために、2012 年に家族法仲裁研究委員会を発足させた。同委員会は、家族法紛争を仲裁に付することが増加しており、当時の州法の規定では、子の監護の問題や家庭内暴力など家族法特有の課題に対処しきれていないとして、統一家族法仲裁法の起草委員会を発足させることを推奨した。それに基づき 2013 年に起草委員会が発足し、3 年の審議の後、2016 年 7 月の NCCUSL 年次総会における全体会議で UFLAA の最終版が承認された。<sup>(20)</sup>

NCCUSL では、UFLAA を州法に採用するべき理由及び利点として次の 5 点を挙げ<sup>(21)</sup>、家

(11) “Uniform Arbitration Act,” 1956. Uniform Law Commission website <<http://www.uniformlaws.org/shared/docs/arbitration/uaa55.pdf>>

(12) NCCUSL, “Uniform Arbitration Act (Last Revisions Completed Year 2000),” 2000.12.13. Uniform Law Commission website <[http://www.uniformlaws.org/shared/docs/arbitration/arbitration\\_final\\_00.pdf](http://www.uniformlaws.org/shared/docs/arbitration/arbitration_final_00.pdf)>; 三木浩一訳「統一仲裁法 (アメリカ合衆国) (2000年最終修正版)」『別冊NBL』No.78, 2003.4, pp.181-190. なお、RUAAは、UAAからの改正事項として、①仲裁合意の有効性、②暫定的救済措置の発出、③仲裁の開始の手続、④仲裁人の公平性を担保するための情報の開示、⑤仲裁人の免責事項など、14項目を挙げている。“Policy Statement Revised Uniform Arbitration Act (RUAA),” May 15, 2000. Uniform Law Commission website <<http://www.uniformlaws.org/shared/docs/arbitration/arbpswr.pdf>>

(13) “Legislative Fact Sheet - Arbitration Act (1956).” Uniform Law Commission website <<http://www.uniformlaws.org/LegislativeFactSheet.aspx?title=Arbitration%20Act%20%281956%29>>; “Legislative Fact Sheet - Arbitration Act (2000).” 同 <<http://www.uniformlaws.org/LegislativeFactSheet.aspx?title=Arbitration%20Act%20%282000%29>>

(14) NCCUSL, *op.cit.*(5), p.1.

(15) Robert Coulson, “Family Arbitration – An Exercise in Sensitivity,” *Family Law Quarterly*, 1969.3, p.22.

(16) 以下、この段落の記述は、主に次の文献によった。NCCUSL, *op.cit.*(5), p.1; Jennifer A. Kolbusz, “Comment, Alternative Dispute Resolution,” *Journal of the American Academy of Matrimonial Lawyers*, 23(2), 2010, pp.403-424. <[http://www.aaml.org/sites/default/files/MAT202\\_2.pdf](http://www.aaml.org/sites/default/files/MAT202_2.pdf)>

(17) アメリカ婚姻弁護士アカデミーは、1962年に設立された家族関係の法律問題を専門に扱う弁護士団体である。AAML website <<http://www.aaml.org/>>

(18) Family Law Arbitration Act, N.C.Gen.Stat. §§ 50-41 to 62.

(19) アメリカ仲裁協会は、連邦仲裁法が制定された1920年代に設立された非営利のADRサービス機関である。American Arbitration Association website <<https://www.adr.org/>>

(20) NCCUSL, *op.cit.*(5), p.2.

(21) NCCUSL, “Why your state should adopt the Uniform Family Law Arbitration Act (2016).” 同文書は、[“Enactment Kit”] (zip file) Uniform Law Commission website <<http://www.uniformlaws.org/shared/docs/Family%20Law%20Arbitration/UFLAA%20Legislative%20Kit.zip>> 収載。

族法仲裁法制定の必要性を述べている。

- ① 当事者に家族法紛争解決方法をコントロールする権限を与える。
- ② 州の既存の仲裁法との連携が可能である。
- ③ 子に関して裁判所の役割を尊重する。
- ④ 家庭内暴力の被害者を守る規定を設けている。
- ⑤ 裁判所が承認した仲裁判断に対して修正を要求することができる。

## II UFLAA の概要

### 1 仲裁一般に共通する規定

UFLAA は、全 29 か条から成り、必要に応じて、条文の末尾に、州において立法化する場合の留意点を記載している。当初起草委員会は、UFLAA のみで完結するように仲裁に係る全ての規定を定めた法律案を検討していたが、各州における既存の仲裁法との重複が多いことが判明したため、UFLAA で規定していないことについては各州の仲裁法を適用することとしている (UFLAA 第 4 条。以下、この章の条番号は全て UFLAA のものである。)。この節では、UFLAA 及び RUAA に共通する一般的な仲裁の手続を概観する。

#### (1) 仲裁合意

仲裁においては、紛争を仲裁人に委ね、かつその判断に服する旨の当事者による合意 (仲裁合意) があることが大前提である。仲裁合意は、当事者全員の署名がある書面として作成され、仲裁人の選任又は選任方法及び既に生じた又は将来生じる<sup>(22)</sup>であろう、仲裁の対象となる紛争を特定する必要がある。(第 5 条)

仲裁は、仲裁合意に基づき、一方の当事者から他方の当事者に対し、特定の紛争について仲裁手続に付する旨を通知することにより開始する (第 6 条)。

なお、一方の当事者が特定の紛争に対して裁判所に訴訟を起こした場合に、他の当事者から仲裁合意がある旨の申立てがあり、その仲裁合意が有効であるときには裁判所は訴えを却下し、仲裁に付することとなる (第 7 条)。

#### (2) 仲裁人

仲裁人の選任は仲裁合意に従って行うが、その選任に失敗した場合には、当事者の申立てにより裁判所が選任する (第 8 条)。仲裁人は中立な第三者であるので、その公平性又は独立性に対して疑いを生じさせるおそれのある情報がある場合には、仲裁人はそれを開示しなければならない (第 9 条)。

#### (3) 仲裁手続

仲裁は、前述したように一種の私的裁判であり、その手続は訴訟とほぼ同様である。仲裁人の権限として、仲裁合意で別に定める場合を除いて、仲裁を行うための規則を選択すること、審理の開催日時・場所などを定めること及び審理において証人の召喚状又は証拠の提出命令を発出することができる。通常、審理は非公開で行われる。各当事者には、審理を受け証拠を提出し、証人に対して反対尋問するなどの権利が与えられなければならない。(第 13 条)

---

(22) 例えば商事においては、最初に締結する契約書に仲裁の条項を含めることが多い。また、アメリカでは、将来紛争が発生する場合に備えて、婚姻時に財産の分割方法などを定める婚姻前契約書 (prenuptial agreement) と呼ばれる契約を結ぶことがあり、そこに仲裁の条項を含めることがある。後者については、Donna Batten, ed., *Gale Encyclopedia of American Law vol.8. 3rd ed.*, Gale, 2010, pp.72-74を参照。

また、当事者は代理人を立てることができる（第10条）。

#### (4) 仲裁判断及びその承認

仲裁人が紛争に対して下す判断を仲裁判断といい、日付及び仲裁人の署名がある書面として作成され、定められた手続に従って当事者に通知される。仲裁判断は、裁判所により承認（(6)に後述）されるまでは、判決としての強制力を有しない。（第15条）

#### (5) 仲裁判断の訂正・取消し

当事者は未承認の仲裁判断に対して、法に定める期間内であれば訂正及び取消しを求め申立てをすることができる。訂正とは、計算違い若しくは誤記、又は争点の実質に影響を与えない形式上の不完全な点などの変更を言い、仲裁人又は裁判所は、当事者からの申立てに基づき仲裁判断の訂正を行う<sup>(23)</sup>。（第17条、第18条）

当事者は、次の場合に仲裁判断の取消しを裁判所に申し立てることができる。すなわち、①仲裁判断が不正な手段でなされた場合、②仲裁人の不公平、買収等があった場合、③審理の延期の拒否や争点に関わる証拠の検討の拒否など、仲裁人が適切な仲裁手続を行わなかった場合、④仲裁人がその権限を超えた場合、⑤有効な仲裁合意が存在しない場合、⑥適切な通知なく仲裁が行われた場合である。裁判所は、取消しの申立てを認める場合には、仲裁人による再審理を命じる。ただし、①又は②の場合は、別の仲裁人による仲裁となる。（第19条）

#### (6) 仲裁判断の承認・登録・執行

仲裁判断は、当事者の申立てにより裁判所による承認を受けることができ、裁判所は当事者の異議がない場合には、原則としてそれを承認しなければならない。この承認の後、仲裁判断は確定判決と同一の効力を有する。（第16条）

承認された仲裁判断は、確定判決と同様に裁判所に登録され<sup>(24)</sup>（第21条）、執行しなければならない（第23条）。

## 2 UFLAA 特有の規定

### (1) UFLAA の適用範囲

UFLAA の第3条において、適用範囲を定めている。まず、訴訟（人事訴訟<sup>(25)</sup>）で扱うべき離婚、親権の終了、養子縁組などは仲裁の対象とはならない。それ以外の、家族法に関わる紛争を仲裁の対象としており、主な例として、財産の性質決定（夫婦共有財産か特有財産<sup>(26)</sup>かの決定）、財産の評価及び分割並びに負債の配分、監護責任、扶養料、裁判費用の決定など<sup>(27)</sup>が挙げられている。

なお、子に関する紛争については、UFLAA の起草時に、判例により州ごとに国親（*parens patriae*）<sup>(28)</sup>の扱いが異なっていることが判明していた。多くの州は、裁判所が子に関する決定の責任を持つという本質的な役割を担保する限り、子に関する紛争を仲裁に付するこ

(23) UFLAAにおいては、訂正の申立てを仲裁人（第17条）又は裁判所（第18条）に対して行うことができる。なお、RUAAにおいては、訂正の申立ては裁判所に対して行う（RUAA法第24条）。

(24) アメリカの民事訴訟においては、判決に対する上訴や強制執行は、判決を裁判所の記録に登録する（判決登録（*entry of judgment*））ことを前提とする。田中英夫〔ほか〕編『英米法辞典』東京大学出版会、1991、p.297。

(25) 人事訴訟とは、家族法上の基本的な身分関係の確定、形成を目的とする民事訴訟を意味する。法令用語研究会編 前掲注(6)、p.635。

(26) 特有財産とは、夫婦の一方が婚姻前から持っている財産及び婚姻中自己の名で得た財産を意味する。同上、p.872。

(27) NCCUSL, *op.cit.*(5), p.7.

(28) 「後見人としての国」の意。アメリカにおいて、未成年者、障害者などの制限行為能力者を、州が最終的に保護する立場にあるというコモンロー上の法理である。Donna Batten, ed., *Gale Encyclopedia of American Law vol.7. 3rd ed.*, Gale, 2010, pp.399-400.

とを認めている。他方、一部の州では、当該紛争は訴訟で扱うべきものとして仲裁の対象外としている<sup>(29)</sup>。このような州による違いを吸収するために、子に関する紛争を UFLAA に含めるかどうかの選択肢<sup>(30)</sup>を州に与え、さらに特定の紛争を適用外とする規定も選択肢として<sup>(31)</sup>設けている。なお、州が子に関する紛争を UFLAA に含める場合には、次の表に掲げる規定を適用するが、対象としない場合には、これらの規定は除外することとなる。

表 子に関する紛争を仲裁の対象にする場合に適用される条項

条項	内容
第 5 条第 (c) 項	子に関する紛争を仲裁する合意は、紛争発生後に当事者による合意がある場合又は裁判所による命令がある場合に有効である。
第 12 条第 (c) 項	子に関する紛争の対象である子が虐待又は遺棄されている根拠がある場合には、仲裁人は州の保護機関に報告しなければならない。
第 13 条第 (c) 項 第 (5) 号及び 第 (12) 号	仲裁手続において、仲裁人が子に関する紛争の対象である子と面会又は面談をすること（第 (5) 号）及びその子のために、弁護士、訴訟のための後見人（注）その他代理人を指名すること（第 (12) 号）を認める。
第 14 条第 (b) 項	仲裁手続において、仲裁人は、子に関する紛争の場合には、全ての審理の記録を作成することを要求しなければならない。
第 15 条第 (c) 項	仲裁人は、子に関する紛争の場合には、判断が準拠する理由を仲裁判断に記載しなければならない。
第 16 条第 (c) 項	裁判所が子に関する紛争の仲裁判断を承認する場合には、仲裁判断の内容が州法に従っていること及び子の最善の利益となっていることを審査しなければならない。
第 19 条第 (b) 項、 第 (c) 項及び 第 (d) 項	裁判所が当事者の申立てにより子に関する紛争の仲裁判断を取り消す場合には、仲裁判断が、州法に従っていない若しくは子の最善の利益に反する、又は仲裁判断の理由が不十分であるなどの理由でも取消しができる（第 (b) 項）。仲裁判断の取消しよりも修正が子の最善の利益にかなう場合には、修正することができる（第 (c) 項）。裁判所に、第 (b) 項及び第 (c) 項に基づく申立てに対して決定する裁量権を与える（第 (d) 項）。

(注) 訴訟のための後見人 (guardian ad litem) とは、未成年者等を被告とする訴訟においてその者の利益を代表し保護するために裁判所が選任する者をいう。田中英夫 [ほか] 編『英米法辞典』東京大学出版会, 1991, p.396.

(出典) UFLAA の規定を基に筆者作成。

## (2) その他の UFLAA 特有の規定

### ① 仲裁人の資格

RUAA には、仲裁人の資格に関する規定はないが、UFLAA では、仲裁人の資格を、弁護士又は退職した裁判官であり、かつ家庭内暴力及び児童虐待に関する修習を受けた者と規定している。ただし、仲裁合意にそれ以外の定めがある場合は仲裁合意が優先する。（第 8 条）

(29) 例えば、ニュージャージー州の最高裁判所は、親は自らの子の監護に関する紛争を仲裁で解決する憲法上の権利があるという判決を下している。他方、コネチカット州では、子の監護、面会権、養育費の扱い全てを仲裁の対象外とし、ニューヨーク州では、子の監護は仲裁の対象外とする一方で養育費は仲裁の対象としている。NCCUSL, *op.cit.*(5), p.8.

(30) UFLAA 第 3 条第 (b) 項第 (5) 号「子に関する紛争に対する決定」を括弧付きの規定とし、子に関する紛争を仲裁の対象外とする場合にはこれを規定するように定めている。

(31) UFLAA 第 3 条第 (b) 項の第 (6) 号「[その他仲裁から除外される特定の紛争] に対する決定」を括弧付きの規定とし、特定の紛争を対象外とする場合には州ごとに必要な規定ができるように定めている。

## ② 第三者の同席

当事者が家庭内暴力等の被害者である場合を考慮して、審理時に同伴者を伴うことが権利として認められている（第10条）。

## ③ 当事者又は子の保護

UFLAAは、一方の当事者から他の当事者又は子への暴力、脅迫行為、接近を防止するために裁判所からの保護命令を用いることができるとの規定を設けている。また、仲裁人は、当事者が危険にさらされていると判断する根拠がある場合には仲裁を中止し、当事者を裁判所に委ねる判断をしなければならない。裁判所が、仲裁合意が当事者による自発的なものであること、仲裁が保護命令と矛盾するものではないこと及び当事者を危険から守る合理的な手続が整備されていることを確認しない限りは、仲裁を継続してはならない。（第12条）

## ④ 仲裁判断におけるプライバシーへの配慮

前述のとおり、当事者は裁判所に対して仲裁判断の承認の申立てができる。承認された仲裁判断は、確定判決と同様に裁判所に登録され、公開の対象となるが、州法の規定する範囲内で、プライバシー保護のために記録又は仲裁判断の封印又は編集を命じることができる。（第21条）

## ⑤ 承認後の仲裁判断の改定

家族法紛争においては、状況の変化により承認後の仲裁判断を改定する必要があることがある。その場合には、仲裁判断に定められた方法又は当事者が合意する方法で、改定の手続を進めることができる。（第22条）

## おわりに

UFLAAが作成されて1年が経過した2017年6月時点では、これに基づく法律を制定した州はなく、アリゾナ州及びハワイ州で審議中という状況である。

一方、我が国においては、2001年に公表された「司法制度改革審議会意見書」において、司法の役割が増大する傾向にあることから、ADRが裁判と並ぶ魅力的な選択肢となるよう、その拡充、活性化を図るべきであると提言されている<sup>(32)</sup>。我が国では、仲裁は家族法紛争のみならず、他の民事上の紛争でもほとんど活用されていない<sup>(33)</sup>。しかしながら、今後は、社会の訴訟に対する迅速性の要請や専門化の進展により仲裁に対する需要が高まる可能性が指摘されている<sup>(34)</sup>。本稿では、アメリカにおける家族法紛争の仲裁法への適用時に、どのような点が留意されるべきかを概観した。

（はらだ けいこ）

(32) 司法制度改革審議会「司法制度改革審議会意見書—21世紀の日本を支える司法制度—」2001.6.12, pp.35-38. 首相官邸ウェブサイト〈<http://www.kantei.go.jp/jp/sihouseido/report/ikensyo/index.html>〉

(33) 統計の一例として、日本弁護士連合会のADR（裁判外紛争解決機関）センターにおける2015年度統計によれば、同センターが解決した事案346件のうち、和解で終了したものが341件、和解では解決できずに仲裁に至ったものが5件である。日本弁護士連合会ADR（裁判外紛争解決機関）センター「仲裁ADR統計年報（全国版）2015年度版」2016.9.16, pp.20-21. 〈[https://www.nichibenren.or.jp/library/ja/legal\\_aid/consultation/data/statistical\\_yearbook2015.pdf](https://www.nichibenren.or.jp/library/ja/legal_aid/consultation/data/statistical_yearbook2015.pdf)〉

(34) 山本ほか 前掲注(8), pp. 296-299.

# 統一家族法仲裁法

## Uniform Family Law Arbitration Act

国立国会図書館 調査及び立法考査局  
専門調査員 海外立法情報調査室主任 原田 圭子訳

### 【目次】

- 第1条 略称
- 第2条 定義
- 第3条 範囲
- 第4条 適用する法律
- 第5条 仲裁合意
- 第6条 仲裁の通知
- 第7条 司法上の救済の申立て
- 第8条 仲裁人の資格及び選任
- 第9条 仲裁人による開示；欠格
- 第10条 当事者の参加
- 第11条 暫定命令又は〔暫定的〕仲裁判断
- 第12条 当事者又は子の保護
- 第13条 仲裁人の権限及び義務
- 第14条 審理の記録
- 第15条 仲裁判断
- 第16条 仲裁判断の承認
- 第17条 仲裁人による未承認の仲裁判断の訂正
- 第18条 裁判所による未承認の仲裁判断の訂正
- 第19条 裁判所による未承認の仲裁判断の取消し又は修正
- 第20条 承認された仲裁判断の明確化
- 第21条 仲裁判断の判決
- 第22条 承認された仲裁判断又は判決の改定
- 第23条 承認された仲裁判断の執行
- 第24条 上訴
- 第25条 仲裁人の免責
- 第26条 適用及び解釈の統一性
- 第27条 グローバル商取引及び国内商取引における電子署名との関係
- 第28条 経過規定
- 第29条 施行期日

---

\* 本稿は、統一州法委員全国会議（National Conference of Commissioners on Uniform State Laws: NCCUSL）が2016年7月に作成した「統一家族法仲裁法」（Uniform Family Law Arbitration Act: UFLAA）〈[http://www.uniformlaws.org/shared/docs/family%20law%20arbitration/UFLAA\\_Final%20Act\\_2016.pdf](http://www.uniformlaws.org/shared/docs/family%20law%20arbitration/UFLAA_Final%20Act_2016.pdf)〉を訳出したものである。UFLAAは家族法上の紛争に対する仲裁を規定するために統一州法として作成されたものである。なお、本稿におけるインターネット情報は、いずれも2017年6月15日現在である。訳文中〔〕内の用語については、各州において立法化される際にはその州で制定する用語が挿入される。また、訳文中〔〕内の語は、訳者が原語若しくは訳文を補記したものである。



## 第1条 略称

この〔法律〕は、統一家族法仲裁法としてこれを引用することができる。

## 第2条 定義

この〔法律〕においては次のとおり定義する。

- (1) 「仲裁合意」とは、家族法紛争を仲裁に服させる旨の合意をいう。
- (2) 「仲裁機関」とは、中立であり、かつ、仲裁を開始し、主催し若しくは管理し、又は仲裁人の選任に関与する協会、機関、理事会、委員会その他組織をいう。
- (3) 「仲裁人」とは、単独で又は他の者と共に、仲裁合意の対象となる家族法紛争に仲裁判断をするために選任された個人をいう。
- (4) 「子に関する紛争」とは、〔法的な監護権、物理的な監護権、監護の責任、親の責任若しくは権限、育児時間〔parenting time〕、アクセス権、面会交流〕又は子に関連した経済的支援に関する家族法紛争をいう。
- (5) 「裁判所」とは、〔家庭裁判所〕〔家族法紛争の審理をするこの州により授権された審判所の名前を挿入する。〕をいう。
- (6) 「家族法紛争」とは、この州の〔家族〕〔家庭関係〕法の下で発生する争点をいう。
- (7) 「当事者」とは、仲裁合意に署名する個人であり、その権利が仲裁判断により決定される者をいう。
- (8) 「者」とは、個人、財団、企業又は非営利組織、公共団体、政府又は政府の部門、機関又は組織その他法的組織をいう。
- (9) 「記録」とは、名詞として使用され、有形的表現媒体に記録され、又は電子的若しくはその他の媒体に蓄積され、かつ知覚可能な形で検索できる情報をいう。
- (10) 「署名」とは、その時点の意思を持って、次のいずれかにより記録が本物であることを証明し又は承認することをいう。
  - (A) 有形の記号の作成又は承認
  - (B) 記録への電子的な記号、音又は処理の貼付け又は論理的結合
- (11) 「州」とは、合衆国の州、コロンビア特別区、プエルトリコ、米領ヴァージン諸島、又は合衆国の管轄に属する領域若しくは島嶼（しょ）をいう。〔当該用語は、連邦が認めたインディアン部族を含む。〕

立法のための注記：第(4)号においては、州は子に対する監護責任及び育児時間に関する紛争に言及する州法に基づく用語を挿入しなければならない。第(6)号においては、州は、当該州の家族法又は家庭関係に言及する州法に基づく用語を挿入しなければならない。

## 第3条 範囲

- (a) この〔法律〕は家族法紛争の仲裁に適用する。
- (b) この〔法律〕は、仲裁人に次の各号に対する仲裁判断を行う権限を与えない。
  - (1) 〔法律上の別居〕、〔離婚〕、〔結婚生活の解消〕又は〔婚姻〕無効を認定すること。
  - (2) 親権を終了させること。
  - (3) 養子縁組又は子若しくは制限行為能力者の後見を認定すること。
  - (4) 〔被扶養関係〕〔保護を必要とする子〕の地位を決定すること。
  - 〔(5) 子に関する紛争に対して決定すること。〕
  - 〔(6) 〔その他仲裁から除外される特定の紛争〕に対して決定すること。〕

立法のための注記：第 (b) 項第 (1) 号及び第 (4) 号の括弧内の語については、州は州法に基づく適切な用語を挿入しなければならない。

州がこの法律に基づく仲裁から子に関する紛争の除外を求める場合<sup>(1)</sup>には、第 (b) 項第 (5) 号を規定しなければならない。州が仲裁から子に関する紛争を除外する場合には、当該州は、この法律から次に掲げる規定を削除しなければならない：第 5 条第 (c) 項；第 12 条第 (c) 項；第 13 条第 (c) 項第 (5) 号及び第 (12) 号；第 14 条第 (b) 項；第 15 条第 (c) 項；第 16 条第 (c) 項；第 19 条第 (b) 項、第 (c) 項及び第 (d) 項並びに第 15 条第 (b) 項の冒頭句。

州が仲裁からその他の家族法紛争を除外することを求める場合には、第 (b) 項第 (6) 号を規定し、除外する紛争の範疇を特定しなければならない。

#### 第 4 条 適用する法律

- (a) この〔法律〕に別段の定めがある場合を除き、仲裁に対して適用する法律は、〔この州の契約上の仲裁に適用される制定法及び手続規則を引用する。〕<sup>(2)</sup>である。
- (b) 家族法紛争の実質の決定に際し、仲裁人は法規則の選択も含めて、この州の法律を適用しなければならない。

#### 第 5 条 仲裁合意

- (a) 仲裁合意は次の各号を満たさなければならない。
  - (1) 当事者により署名された記録があること。
  - (2) 仲裁人、仲裁機関又は仲裁人の選任の方法を特定すること。
  - (3) 当事者が仲裁を意図する家族法紛争を特定すること。
- (b) 第 (c) 項に別段の定めがある場合を除き、記録された合意であって、合意締結以前、締結時、又は締結後に当事者間に発生する家族法紛争を仲裁に付するという合意は、他の契約と同様に有効かつ強制力を有し、契約の撤回に関するコモン・ロー又はエクイティ<sup>(3)</sup>の事由によらない限りは撤回することができない。
- (c) 合意締結後に当事者間で発生した子に関する紛争を仲裁に付するという合意は、次のいずれかの号に該当する場合を除き、強制力を有さない。
  - (1) 当事者が、当該紛争が発生した後に記録された合意であると確認した場合
  - (2) 家族法訴訟の間に当該合意が締結され、裁判所が当該合意を、当該訴訟で発出された命令において承認し、又は当該命令に組み込んだ場合
- (d) 一方の当事者が、仲裁合意が強制力を有さず、又は当該合意が家族法紛争を含まないとの事由で仲裁に異議を表明した場合には、裁判所は、当該合意が強制力を有し、又は当該家族法紛争を含むかどうかを決定しなければならない。

---

(1) コモン・ローにおいては、州が未成年者、障害者などの制限行為能力者を最終的に保護する立場にあるという法理（国親 [parens patriae]）がある。これに基づき子に関わる紛争は裁判で取り扱うべきで、仲裁に付することを認めない州もあるため、適用するかどうかの選択肢を与えている。NCCUSL, “Uniform Family Law Arbitration Act,” 2016.11.28, p.8. Uniform Law Commission website <[http://www.uniformlaws.org/shared/docs/family%20law%20arbitration/UFLAA\\_Final%20Act\\_2016.pdf](http://www.uniformlaws.org/shared/docs/family%20law%20arbitration/UFLAA_Final%20Act_2016.pdf)>; 国親については、Donna Batten, ed., *Gale Encyclopedia of American Law vol.7. 3rd ed.*, Gale, 2010, pp.399-400を参照。

(2) UFLAAは当初、仲裁を規定する完全に独立した法律の作成を目指していたが、既存の州法との重複が多いため、仲裁の諸段階において各州の既存の仲裁法を参照する方法を選択した。NCCUSL, *ibid.*, p.2.

(3) エクイティとは、裁判を通して形成されてきた、コモン・ローと並ぶ、英米法の二大法体系の1つとされており、コモン・ロー上は救済されないが、公平・正義の観点からは法的救済が必要と思われるものを救済する補正的正義を意味する。小山貞夫編著『英米法律語辞典』研究社, 2011, p.375.

## 第6条 仲裁の通知

一方の当事者は、仲裁合意において特定された方法、又は特定された方法がない場合には、契約上の仲裁に適用する、この〔法律〕以外のこの州の法律及び手続規則に基づき、他方の当事者に仲裁の通知をすることにより仲裁を開始することができる。

## 第7条 司法上の救済の申立て

- (a) この〔法律〕に基づく司法上の救済の申立ては、仲裁の対象となる家族法紛争が関わる訴訟が係属している裁判所、又は訴訟が係属していない場合には、当該当事者又は当該紛争を管轄する裁判所に対してなされなければならない。
- (b) 一方の当事者の申立てにより、第12条に基づいて裁判所が当該仲裁を継続するべきではないと決定したときを除き、当事者が第5条に従い仲裁合意を締結した場合には裁判所は仲裁を強制することができる。
- (c) 一方の当事者の申立てにより、裁判所は次のいずれかに該当すると決定した場合には、仲裁を終了させなければならない。
- (1) 仲裁に付するという合意が強制力を有さない場合
  - (2) 当該家族法紛争が仲裁の対象ではない場合
  - (3) 第12条に基づき当該仲裁を継続するべきではない場合
- (d) 仲裁合意により禁止されない限りは、一方の当事者の申立てにより、裁判所は、公正かつ迅速な家族法紛争の解決のために必要である場合には、同じ当事者及び共通の法律上又は事実上の争点に関わる別個の仲裁の併合を命ずることができる。

## 第8条 仲裁人の資格及び選任

- (a) 第(b)項に別段の定めがある場合を除き、当事者による記録の中で適用を控えることが述べられていない限りは、仲裁人は、次の各号に該当する者でなければならない。
- (1) 州において、営業を許可された若しくは休業中の弁護士〔又は退職した裁判官〕
  - (2) 〔家族法訴訟の審理のために任命された裁判官のために、この〔法律〕以外のこの州の法律に基づき規定された基準に従い、〕家庭内暴力及び児童虐待の特定に関する訓練を受けた者
- (b) 仲裁合意において仲裁人、仲裁機関又は仲裁人の選任方法の特定〔方法〕を管理する。
- (c) 仲裁人が活動できない若しくは活動を望まない場合、又は合意された仲裁人選任方法が失敗した場合には、一方の当事者の申立てにより、裁判所は仲裁人を選任しなければならない。

立法のための注記：州が、家庭内暴力及び児童虐待について裁判官への教育の要件を持つ場合、当該州は第(a)項第(2)号の括弧内の語を規定しなければならない。そのような要件を持たない州は、括弧内の語を削除しなければならない。

## 第9条 仲裁人による開示；欠格

- (a) 仲裁人の任務に就くことを同意する前に、その者は、合理的な調査の後に、全ての当事者に対して、次の各号のいずれかに掲げる事項に影響を及ぼすであろうと通常人であれば考えうる周知の事実を開示しなければならない。
- (1) 先入観、仲裁の結果に対する金銭上若しくは個人的な利害関係又は一方の当事者、一方の当事者の代理人である弁護士若しくは証人との現在若しくは過去における関係を含む、仲裁における仲裁人の公平性

- (2) 当該仲裁人が適時の仲裁判断をする能力
- (b) 仲裁人、当事者及び当事者の代理人である弁護士は、全ての当事者に対して、仲裁人の公平性又は仲裁人が適時の仲裁判断をする能力に影響を及ぼすであろうと通常人であれば考え得る周知の事実を継続して開示する義務を負う。
- (c) 仲裁人の選任又は任務の継続への異議並びに仲裁の停止及び仲裁人の欠格の申立ては、仲裁人の欠格に適用する、この〔法律〕以外のこの州の法律及び手続規則に基づきなされなければならない。
- (d) 第(a)項第(1)号又は第(b)項により要求された開示が行われない場合には、裁判所は次の各号のいずれかを実施することができる。
- (1) 一方の当事者が開示の不履行を知った時、又は合理的な注意を払うことによって知り得べき時から〔30〕日以内の当該当事者の申立てにより、仲裁を一時中断すること。
- (2) 一方の当事者の適時の申立てにより、第19条第(a)項第(2)号に基づき仲裁判断を取り消すこと。
- (3) 仲裁判断が承認されている場合には、この〔法律〕以外のこの州の法律に基づく他の適切な救済を与えること。
- (e) 当事者が仲裁人の解任に同意し、又は仲裁人が欠格である場合には、当事者は第8条に規定するとおり、合意により新しい仲裁人を選任し、又は他の仲裁人の選任を裁判所に要求することができる。

#### 第10条 当事者の参加

- (a) 当事者には次の各号が認められる。
- (1) 仲裁において弁護士に代理人を務めさせること。
- (2) 証人としては呼ばれない者又は弁護士として活動しない個人を伴うこと。
- (3) 契約上の仲裁における当事者の参加に適用する、この〔法律〕以外のこの州の法律又は手続規則に基づき許可されている範囲内において仲裁に参加すること。
- (b) 家族法訴訟において裁判官との連絡について認められている場合を除いては、一方の当事者又は一方の当事者の代理人は、仲裁人と一方だけで連絡を取ることはできない。

#### 第11条 暫定命令又は〔暫定的〕仲裁判断

- (a) 仲裁人が選任されかつ行動可能となる前に、一方の当事者の申立てにより、裁判所は、〔家族法訴訟において、暫定命令の発出に適用するこの州の制定法又は規則への参照を挿入する。〕に基づき暫定命令を下すことができる。
- (b) 仲裁人の選任後は、次の各号に掲げるとおりとする。
- (1) 仲裁人は〔家族法訴訟において、暫定命令の発出に適用するこの州の制定法又は規則への参照を挿入する。〕に基づき暫定的仲裁判断をすることができる。
- (2) 問題が緊急を要し、かつ仲裁人が適時に行動できない場合又は適切な救済措置を提供することができない場合には、一方の当事者の申立てにより、裁判所は暫定命令を下すことができる。
- (c) 一方の当事者の申立てにより、裁判所が最終仲裁判断を承認する前に、裁判所は、第16条、第18条又は第19条に基づき、第(b)項第(1)号に基づいてなされた暫定的仲裁判断を承認し、訂正し、取り消し、又は修正することができる。
- (d) 一方の当事者の申立てにより、公正かつ迅速な仲裁の決着のために、裁判所は、仲裁人により発出された召喚状又は暫定的な仲裁判断を執行することができる。

## 第 12 条 当事者又は子の保護

- (a) この条において、「保護命令」とは、個人が、一方の当事者である個人若しくは一方の当事者の監護責任下にある子への暴力若しくは脅迫行為の実行、ハラスメント、接触若しくは連絡又は物理的に接近することを防止するために、発出権のある管轄区における家庭内暴力、家族間の暴力又はストーカー行為法に基づき発出される差止め命令その他命令をいう。
- (b) 一方の当事者が保護命令の対象である場合、又は仲裁人が一方の当事者の安全若しくは仲裁に効果的に参加する能力が危険にさらされているという合理的根拠があると決定した場合には、仲裁人は仲裁を停止し、当事者を裁判所に委ねなければならない。仲裁人は、危険にさらされている当事者が記録された仲裁合意を確認し、裁判所が次の各号に掲げる内容を決定しない限りは、[仲裁を] 継続してはならない。
- (1) 当該確認が [確かな] 情報に基づき自発的であること。
  - (2) 仲裁が保護命令と矛盾するものではないこと。
  - (3) 当該当事者を傷害、ハラスメント又は脅迫の危険から守るために合理的な手続が整備されていること。
- (c) 仲裁人が、子に関する紛争の対象である子が虐待又は遺棄されていると信ずる合理的根拠があると決定した場合には、仲裁人は、子に関する紛争の仲裁を終了し、当該虐待又は遺棄を [州における子の保護機関] に報告しなければならない。
- (d) 仲裁人は、一方の当事者又は子を傷害、ハラスメント又は脅迫から守るために暫定的仲裁判断をすることができる。
- (e) 一方の当事者の申立てにより、裁判所は仲裁を停止し、この条に基づく決定又は暫定的仲裁判断の審査を行うことができる。
- (f) この条 [の規定] は、家庭内暴力、家族間の暴力、ストーカー行為、ハラスメント又は類似する虐待行為の被害者の保護のために、この [法律] 以外のこの州の法律に基づき可能な救済措置に追加して適用される。

## 第 13 条 仲裁人の権限及び義務

- (a) 仲裁人は、仲裁を、公正かつ迅速な紛争の決着のために適切と自ら認める方法で行わなければならない。
- (b) 仲裁人は各当事者が審理を受け、家族法紛争に対する証拠を提出し、及び証人に反対尋問する権利を与えなければならない。
- (c) 当事者が別に記録により合意する場合を除き、仲裁人の権限は次の各号に掲げる事項を含む。
- (1) 仲裁を行うための規則を選択すること。
  - (2) 審理の前に当事者と会合を持つこと。
  - (3) 審理の日付、時間及び場所を決定すること。
  - (4) 当事者に次に掲げるものの提供を求めること。
    - (A) 関連する裁判所命令の複製
    - (B) この [法律] 以外のこの州の法律に基づく家族法訴訟において開示されるべきであると要求された情報
    - (C) 仲裁において各争点に対して求められる仲裁判断
  - (5) 子に関する紛争の対象である子と面会又は面談をすること。
  - (6) 当事者の費用負担で民間の専門家を指名すること。

- (7) 宣誓又は確約<sup>(4)</sup>を執り行い、審理において、証人の出席のための召喚状又は記録その他の証拠の提出のための文書提出命令を発出すること。
  - (8) 家族法紛争に関わる開示の強制並びに開示の日付、時間及び場所を決定すること。
  - (9) 証拠能力及び証拠の重さを決定すること。
  - (10) 審理時に証拠として使用するために、証人の証言録取を許可すること。
  - (11) 正当な理由により、当事者の情報開示を禁止すること。
  - (12) 当事者の費用負担で、子のために弁護士、訴訟のための後見人<sup>(5)</sup>その他代理人を指名すること。
  - (13) 一方の当事者又は子を、傷害、ハラスメント又は脅迫の危険から守る手続を課すこと。
  - (14) 仲裁費用、弁護士費用、鑑定人費用及びその他の費用を当事者に割り当てること。
  - (15) 家族法訴訟における係争者の違法行為に対する制裁の賦課に適用する基準に従って、仲裁の間〔に発生した〕不誠実又は違法行為に対して当事者に制裁を課すこと。
- (d) 家族法訴訟において裁判官との連絡について認められている場合を除いては、仲裁人は一方とのみ連絡を取ることはできない。

#### 第14条 審理の記録

- (a) 第(b)項に別段の定めがある、又はこの〔法律〕以外のこの州の法律で別に要求される場合を除き、仲裁における審理は、仲裁人が必要とする場合、仲裁合意が規定している場合又は一方の当事者により要求された場合以外は記録する必要はない。
- (b) 仲裁人は、子に関する紛争に関する仲裁における審理のいかなる部分も逐語的な記録を作成することを要求しなければならない。

#### 第15条 仲裁判断

- (a) 仲裁人は、仲裁判断を、日付及び仲裁人の署名がある記録として作成しなければならない。仲裁人は、当事者が合意した、又は当事者が方法について合意していない場合には、契約上の仲裁の通知に適用する、この〔法律〕以外のこの州の法律及び手続規則に基づく方法によって、各当事者に対して仲裁判断の通知をしなければならない。
- (b) 第(c)項における別段の定めの場合を除き、当事者による別段の合意がない限りは、この〔法律〕に基づく仲裁判断には、その〔判断〕が準拠する理由を記載しなければならない。
- (c) 子に関する紛争を決定する仲裁判断は、家族法訴訟の裁判所命令のために、この〔法律〕以外のこの州の法律の要件に従って、その〔判断〕が準拠する理由を記載しなければならない。
- (d) この〔法律〕に基づく仲裁判断は、第16条に基づき承認されるまでは、判決として強制力を有さない。

#### 第16条 仲裁判断の承認

- (a) 仲裁人が、第17条に基づき訂正された仲裁判断を含む仲裁判断を第15条第(a)項に基づき通知をした後に、当事者は当該仲裁判断の承認命令を求めて裁判所に申立てをすることができる。

---

(4) 確約〔affirmation〕とは、宗教上の理由などで宣誓できない証人・当事者が、宣誓に代えて行う行為を意味する。小山編著 前掲注(3), p.38.

(5) 訴訟のための後見人〔guardian ad litem〕とは、未成年者等を被告とする訴訟においてその者の利益を代表し保護するために裁判所が選任する者をいう。田中英夫〔ほか〕編『英米法辞典』東京大学出版会, 1991, p.396.

(b) 第(c)項における別段の定めの場合を除き、裁判所は、次の各号のいずれかに該当するときには、この〔法律〕に基づき仲裁判断を承認しなければならない。

- (1) 当事者が承認することを記録で合意している場合
- (2) 申立てのための期間が終了し、第18条又は第19条に基づく申立てが係属中ではない場合

(c) 仲裁判断が子に関する紛争を決定する場合であって、裁判所が必要に応じて記録を審査した後に仲裁判断が文面上次の各号のとおりであると判断したときには、裁判所は仲裁判断を第(b)項に基づいて承認しなければならない。

- (1) 第15条及び子に関する紛争に適用する、この〔法律〕以外のこの州の法律に従っていること。
- (2) 子の最善の利益となっていること。

(d) 承認された場合には、この〔法律〕に基づく仲裁判断は、判決として強制力を有する。

#### 第17条 仲裁人による未承認の仲裁判断の訂正

仲裁人が第15条第(a)項に基づき仲裁判断の通知をした日から〔30〕日以内になされた一方の当事者による申立てにより、仲裁人は、次の各号の事由のいずれかの場合には仲裁判断を訂正することができる。

- (1) 当該仲裁判断に明らかな計算違い又は者、事柄若しくは財産について明らかな誤記がある場合
- (2) 当該仲裁判断が提起された争点に関し実質には影響しないが形式上不完全な場合
- (3) 仲裁判断を明確にさせる場合

#### 第18条 裁判所による未承認の仲裁判断の訂正

(a) 仲裁人が第17条に基づき訂正された仲裁判断を含む仲裁判断を第15条第(a)項に基づき通知をした日から〔90〕日以内になされた一方の当事者による申立てにより、裁判所は、次の各号の事由のいずれかの場合には仲裁判断を訂正しなければならない。

- (1) 当該仲裁判断に明らかな計算違い又は者、事柄若しくは財産について明らかな誤記がある場合
- (2) 当該仲裁判断が提起された争点の実質には影響しないが形式上不完全な場合
- (3) 仲裁人に提起されていない紛争について仲裁人が仲裁判断を下し、当該仲裁判断が提起された争点の実質に影響することなく訂正できる場合

(b) この条に基づく仲裁判断の訂正の申立ては、第19条に基づく仲裁判断の取消し又は修正の申立てと統合することができる。

(c) 第19条に基づく申立てが係属中でない限りは、裁判所は訂正された仲裁判断を第16条に基づき承認することができる。

#### 第19条 裁判所による未承認の仲裁判断の取消し又は修正

(a) 一方の当事者の申立てにより、申立当事者が次の各号のいずれかを証明した場合には、裁判所は未承認の仲裁判断を取り消さなければならない。

- (1) 当該仲裁判断が買収、詐欺その他の不正な手段により行われた場合
- (2) 次のいずれかに該当する場合
  - (A) 仲裁人による明らかな不公平
  - (B) 仲裁人による買収
  - (C) 仲裁人による当事者の権利を実質的に毀損する違法行為

(3) 仲裁人が当事者の権利を実質的に毀損する目的で、審理延期の十分な理由が示され

たにもかかわらず審理の延期を拒否し、争点に関する証拠の検討を拒否し、又はその他の第 13 条に違反する審理を行った場合

- (4) 仲裁人がその権限を逸脱した場合
- (5) 申立当事者が仲裁の最初の審理の開始までに第 7 条に基づく申立てをせずに仲裁に参加した場合を除き、仲裁合意が存在しない場合
- (6) 当事者の権利を実質的に毀損する目的で、第 6 条に基づく仲裁の開始の適切な通知なしで仲裁が行われた場合
- 〔(7) この〔法律〕以外のこの州の法律に基づき、仲裁判断を取り消すための事由が存在する場合〕
- (b) 第 (c) 項における別段の定めの場合を除き、一方の当事者の申立てにより、申立当事者が次の各号のいずれかを証明したときには、裁判所は子に関する紛争に関する未承認の仲裁判断を取り消さなければならない。
  - (1) 当該仲裁判断が、第 15 条若しくは子に関する紛争に適用する、この〔法律〕以外のこの州の法律に従わない場合又は子の最善の利益に反する場合
  - (2) 審理の記録又は当該仲裁判断の理由書が、裁判所の仲裁判断の審査に不十分である場合
  - (3) 第 (a) 項に基づく仲裁判断の取消しの事由がある場合
- (c) 仲裁判断が第 (b) 項第 (1) 号に基づき取消しの対象となる場合であって、取消しより修正が子の最善の利益にかなうときには、裁判所は一方の当事者の申立てにより当該仲裁判断を修正することができる。
- (d) 裁判所は、第 (b) 項又は第 (c) 項に基づく申立てについて、仲裁審理の記録又は審理の後に発生した事実に基づき〔決定しなければならない〕〔決定することができる〕〔又は最初から審査を実施することができる〕。
- (e) 仲裁判断の取消し又は修正のためのこの条に基づく申立ては、次の各号のいずれかの期日から〔90〕日以内に提出しなければならない。
  - (1) 仲裁人が、申立てを提出する当事者に対して仲裁判断又は訂正された仲裁判断を通知した時
  - (2) 第 (a) 項第 (1) 号に基づく申立てについては、申立てをする当事者が買収、詐欺その他の不正な手段の根拠を知った時、又は合理的な注意を払うことによって知り得べき時
- (f) 裁判所がこの条に基づき強制力を有する仲裁合意が存在しないという以外の理由で仲裁判断を取り消す場合には、裁判所は仲裁人による再審理を命令することができる。仲裁判断の取消しの理由が、仲裁判断が買収、詐欺その他の不正な手段で作成された、又は仲裁人による明確な不公平、買収若しくは違法行為があった場合には、再審理は別の仲裁人により行われなければならない。
- (g) 裁判所がこの条に基づき仲裁判断の取消し又は修正の申立てを却下した場合には、裁判所は、第 18 条に基づく申立てが係属中であるときを除き、第 16 条に基づく仲裁判断の承認をすることができる。

立法のための注記：州が、第 (a) 項第 (1) 号から第 (6) 号に列挙された以外の事由により仲裁判断を取り消すことを許可する場合には、当該州はこの法律に基づきそれらの事由を同様に有効とするために、第 (a) 項第 (7) 号の括弧書きの〔語句〕を規定することができる。州が子に関する紛争における仲裁判断を裁量により最初から審査する権限を望む場合には、



第(d)項において、「することができる」とし、かつ同項末尾の括弧内の語句を規定する。州が最初から審査する権限を望まない場合には、第(d)項において、「しなければならない」とし、かつ最初からの審査に関する同項末尾の括弧内の言及を削除する。

## 第20条 承認された仲裁判断の明確化

第16条に基づき承認された仲裁判断の意義及び効果が争われる場合には、当事者は次の各号のいずれかを行うことができる。

- (1) 当該紛争を元の仲裁人又は他の仲裁人による仲裁に付することに合意すること。
- (2) 家族法訴訟の判決の明確化のために適用する、この〔法律〕以外のこの州の法律に基づき、裁判所での訴訟手続をとること。

## 第21条 仲裁判断の判決

- (a) この〔法律〕に基づき、仲裁判断の承認、再審理の指示を伴わない取消し、又は修正の命令を下す場合には、裁判所は当該命令に適合する判決を登録<sup>(6)</sup>しなければならない。
- (b) 一方の当事者の申立てにより、裁判所は、この〔法律〕以外のこの州の法律に基づき認められる限りにおいて、記録又は仲裁判断の全部又は一部を公に開示することを防止するために、文書又は仲裁判断記録の一部を封印し又は編集することを命ずることができる。

## 第22条 承認された仲裁判断又は判決の改定

一方の当事者が、この〔法律〕以外のこの州の法律に基づき、第16条に基づいて承認された仲裁判断又は仲裁判断に対する判決の改定を、承認後に発生した事実に基づいて要求した場合には、次の各号のいずれかを行う。

- (1) 当事者は、当該仲裁判断又は判決で特定された紛争解決方法に基づき法的手続を進めなければならない。
- (2) 当該仲裁判断又は判決が紛争解決方法を特定していない場合には、当事者は、次のいずれかの対応をとることができる。
  - (A) 当該改定を元の仲裁人又は他の仲裁人による仲裁に付することに合意すること。
  - (B) 合意がない場合には、家族法訴訟における判決の改定に適用する、この〔法律〕以外のこの州の法律に基づく手続を進めること。

## 第23条 承認された仲裁判断の執行

- (a) 裁判所は、暫定的仲裁判断を含む第16条に基づき承認された仲裁判断を、裁判所の他の命令又は判決と等しい程度及び等しい方法で執行しなければならない。
- (b) 裁判所は他の州の裁判所により承認された家族法紛争の仲裁判断を、他の州からの他の命令又は判決と等しい程度及び等しい方法で執行しなければならない。

## 第24条 上訴

- (a) この〔法律〕に基づき、次の各号のいずれかに対する上訴をすることができる。
  - (1) 仲裁の強制を求める申立てを〔認める又は〕却下する命令
  - (2) 仲裁の停止を求める申立てを認める〔又は却下する〕命令
  - (3) 仲裁判断の承認を認める又は却下する命令
  - (4) 仲裁判断を訂正する命令
  - (5) 再審理の指示を伴わず仲裁判断を取り消す命令

(6) 原語はenterである。アメリカの民事訴訟においては、判決に対する上訴や強制執行は、判決を裁判所の記録に登録する(判決登録〔entry of judgment〕)ことを前提とする。同上, p.297.

(6) 終局判決

- (b) この条に基づく上訴は、民事訴訟における命令又は判決に対する〔上訴〕と同様に扱われる。

立法のための注記：州が、仲裁の強制への申立てを認める命令への速やかな上訴の授權を求める場合には、第(a)項第(1)号の括弧内の語を規定する。州が、仲裁判断停止の申立てを却下する命令への速やかな上訴の授權を求める場合には、第(a)項第(2)号の括弧内の語を規定する。

## 第 25 条 仲裁人の免責

- (a) 家族法紛争において仲裁人又は仲裁人の立場で活動する仲裁機関は、法的な資格においてこの州で活動する裁判所の裁判官と等しい程度に民事責任から免責される。
- (b) この条で規定される免責は、この〔法律〕以外のこの州の法律に基づく免責に追加して与えられる。
- (c) 仲裁人の、第 9 条に基づき要求される開示の不履行は、仲裁人がこの条に基づく免責を失う理由とはならない。
- (d) 仲裁人は、この州の裁判所の裁判官が法的な資格において活動するのと等しい程度に証言能力を有さず、仲裁の過程で発生する陳述、行為、判断又は裁定について、司法上、行政上、その他類似の手続において記録を提出することを求められない。ただし、この項は、次のいずれかの場合には適用されない。
- (1) 当事者に対する仲裁人又は仲裁機関による仲裁への請求の決定のために開示が必要な場合
- (2) 仲裁判断の取消しの事由となる推定的証拠がある場合に、第 19 条第(a)項第(1)号又は第(2)号に基づく仲裁判断を取り消すための申立ての審理
- (e) ある者が、仲裁人の任務から発生した事態〔を理由として、〕仲裁人に対して民事訴訟を起こした場合、又は第(d)項に反して記録提出又は証言を仲裁人に強制することを求めた場合において、裁判所が、仲裁人は民事責任から免責されること又は証言能力を有さないこと若しくは記録の提出を求められないことを決定したときには、裁判所は仲裁人が合理的な弁護士報酬、費用及び訴訟に係る合理的な支出の償還を求める権利を認めなければならない。

## 第 26 条 適用及び解釈の統一性

この統一法を適用し及び解釈する上で、この法律を制定する州の間において、その主題に関して法律の統一性を促進する必要性について考慮しなければならない。

## 第 27 条 グローバル商取引及び国内商取引における電子署名との関係

この〔法律〕は、グローバル商取引及び国内商取引における電子署名法〔the Electronic Signatures in Global and National Commerce Act〕、15 U.S.C. § 7001 以下、に対し、これを変更し、制限し、及び優先するが、当該法律第 101 条第(c)項、15 U.S.C. § 7001(c)、に対し、これを変更、制限若しくは優先せず、又は当該法律第 103 条第(b)項、15 U.S.C. § 7003(b)、に掲げるあらゆる通知の電子的提供を認定するものではない。

## 第 28 条 経過規定

この〔法律〕は、〔この〔法律〕の施行日〕以降になされた仲裁合意に基づく家族法紛争の仲裁に適用する。〔この〔法律〕の施行日〕前に仲裁合意がなされる場合には、

当事者はこの〔法律〕が仲裁に適用されることを記録において合意することができる。

**第 29 条 施行期日**

この〔法律〕は \_\_\_ から施行する。

(はらだ けいこ)

\* 原文の著作権の所在は、次のとおりである。

Copyright© 2016 by National Conference of Commissioners on Uniform State Laws.